

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（経済産業省）

制 度 名	消費税の外税方式による税額計算の端数処理の特例	
税 目	消費税（消費税法施行規則附則（平成一五年九月三〇日財務省令第九二号）第二条）	
要 望 の 内 容	<p>「税抜価格」を基礎として計算する対消費者取引における代金決済の場合について、発行される領収書等において、当該領収金額に含まれる消費税額等相当額の 1 円未満の端数を処理した後の金額を基礎として消費税額の計算をする特例を適用する。</p> <p>（1）対象者 総額表示義務の規定の適用を受ける対消費者取引について、総額表示を行っているが、「税抜価格」を基礎とした代金決済をしている者。</p> <p>（2）適用期間 恒久措置。</p> <p>（3）方法 事業者が、対消費者への課税資産の譲渡又は役務の提供に関する代金の決済に当たって「税抜価格」を基礎として計算する代金決済を行う場合に、発行される領収書等において消費税等相当額の 1 円未満の端数を処理しているときには、その端数を処理した後の消費税等相当額の課税期間中の合計額を基礎として、その課税期間の課税標準額に対する消費税額とすることができるものとする。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲297 百万円 （－百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

消費税の端数の処理方法に関し、代金決済方法の違いによる不公平さを解消するために特例措置を講じることにより、外税方式で処理せざるを得ない業界の負担を軽減し、経済活動の活性化を図る。

(2) 施策の必要性

税込価格を前提とした代金決済取引（内税方式）においては端数切り捨ての特例が認められているところ、税抜き価格を前提とした代金決済取引（外税方式）においては、端数の切り捨てが認められていない。百貨店等の一部の小売業においては、以下のような取引実態・商習慣から外税方式で処理せざるを得ない状況にあるため、取引方法の違いによる不公平が生じないように、内税方式の場合と同様に、外税方式による取引に対しても端数処理の特例を導入する必要がある。

百貨店等の一部の小売業では、未だ店頭（対消費者取引）では外税方式による総額表示方式が一般的となっており、それは以下を要因としている。

(i) 事業者間取引が外税であることに起因したシステム変更コストの最小化

- ・ 事業者間の取引に関して、百貨店等一部の業態においては他の小売業態と比べ、中小企業も含めた取引先数が非常に多く、また、取扱いアイテム数も多い。取引先の要望もあり、事業者間取引には外税方式が適用されているところ、既に納入業者及び百貨店等の調達関連のシステムも外税方式を前提として構築されている。かかるシステム変更を行う場合には、百貨店等のみならず、納入業者にもシステム変更のコスト負担が発生することになるため、外税方式を維持している。
- ・ 他方、百貨店等において、事業者間取引において外税方式を適用しながら、対消費者取引で内税方式を採用する場合においても、発注・仕入れ・決済管理・売上管理・在庫管理等を行うシステムと、売上情報を管理するシステムを分けなければならない上、二つのシステムで異なる商品情報に関するデータファイルを用いなければならない上、システムの分離・各システム上の商品を一致させる作業のそれぞれのデータファイルの作成等に非常にコストがかかる。これは、特に商品アイテム数の多い百貨店等の業界でその影響が大きい。

(ii) 納入業者による価格への影響力

- ・ アパレルなどの百貨店等小売業者に対する納入業者は、消費者への価格転嫁のしやすさなどから、店頭での価格設定に関して外税方式での総額表示を希望する場合が多い。
- ・ 実際、百貨店業界ではアパレル等の納入業者が店頭の販売等に関与する度合いが高く、百貨店の店頭では、納入業者が希望する外税による店頭価格設定が継続されている。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

- ・ 具体的には、百貨店業界においては「消化（売上）仕入」と呼ばれる取引方式が採用されており、かかる方式が店頭での価格設定、レジ決済を外税方式とする要因となっている。すなわち、「消化仕入」では、商品が店頭に並んでいる時点では商品は未だ納入業者の所有物であり、商品が売れた段階で商品の所有権が百貨店側に移転（百貨店の売上高に計上し、販売者責任が発生）する仕組みとなっていることから、納入業者が店頭販売に関与する度合いが高い。
 - ・ このように、アパレル等の納入業者が持つ、消費者への適正な消費税の転嫁ができるかどうかに関する懸念と、長年の商習慣から納入業者が店頭の販売に関与する度合いが高いことが相まって、店頭に表示・商品取引方法や消費税額の計算について、外税方式が継続されてきている。
- (iii) 事業者間取引と対消費者取引での税計算方式が異なることによる煩雑さ
- ・ 百貨店特有の取引形態である「消化（売上）仕入れ」の場合、店頭で商品が売れた時点で、百貨店へ納品と売上計上が同時に行われることとなっている。その場合の納品価格は、消費者向け販売価格（本体価格）を基準としてその一定割合を納入価格とすることが商習慣となっている。
 - ・ 他方、百貨店への納品時に消費税を外税で計算し、店頭価格の表示とレジでの決済を内税方式で行う場合、内税の総額から割り戻して本体価格及び消費税額を求めることとなる。
 - ・ これに関して、消費者が一度に複数商品を購入し、仮に当該取引を内税方式の取引として端数切捨ての特例を適用すると、商品毎の税込み価格から割り戻した消費税額の合計と、複数商品の合計販売価格から割り戻した消費税額との間で不一致が生じる場合がある。かかるケースでは、当該不一致に相当する金額について百貨店と取引先との間でどちらが負担をするか煩雑な調整が必要となり、不都合が生じる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4. 取引・経営の安心 ・ 「転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況」（平成24年5月31日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部中間整理） ・ 「いまだに外税方式による税額計算をせざるを得ない業界に対しては、その事情を把握した上で、必要があれば『外税方式の端数処理の特例』を再び措置する方向で検討する」
		政策の達成目標	
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

		<p>要望の措置の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税抜き価格を前提とした代金決済取引においては、端数の切り捨てが認められていない状況であるが、税込価格を前提とした代金決済取引においては引き続き端数切り捨ての特例が認められているところであり、外税方式によらざるを得ない事業者において、代金決済取引方法の違いによる不公平の解消のため、本措置を講じることは妥当である。
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		